

## ニッキグループコーポレートガバナンスガイドライン

### 1. 目的

ニッキグループコーポレートガバナンス基本方針に基づき、枠組み及び指針を以下の如く定める。

### 2. 取締役会

(1) 取締役会は、経営の基本方針、取締役の選任など、法令、定款及び取締役会規則で定められた重要事項の決定を行う。また内部統制システム構築に関する基本方針について定める。

(2) 取締役会は、経営に関する重要な事項、経営方針を決定するに当たり、戦略的な方向付けを踏まえ議論を行う。

(3) 取締役会は、企業理念の実現、企業価値の向上、それに伴う中期経営計画の実現に努め、それらを損なう可能性のある行為に対して、公正に判断し、行動する責務を負う。

(4) 取締役会は、議案審議の際、独立性の高い社外取締役の意見を取り入れ、客観的立場において多角的かつ十分な議論がなされるよう図る。

(5) 取締役会は、審議の活性化を図るため、取締役会の開催に先立ち、検討に必要な資料を提供し審議時間を十分に確保する。

(6) 取締役会は、1回/月開催される他、必要に応じて臨時的に開催される。取締役の職務執行が、法令・定款及び本ガイドラインに則りなされているかにつき、業績ヒアリング等を通じ定期的にレビューしその結果を取締役会にて報告することでガバナンスの実効性を高める。

(7) 取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者の後継者の問題について話し合い、検討する。

(8) 取締役の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して協議により決定する。

### 3. 監査役会

(1) 当社は監査役制度を採用し、常勤監査役1名、社外監査役2名で監査役会を構成する。各監査役は監査役会が定めた監査の方針・監査計画等に基づき取締役会その他重要な会議に出席し、業務監査等を行い取締役の業務執行を監視する。

(2) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深める。

(3) 監査役会は、代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜説明する。

(4) 監査役会は、法律に定める事項のほか、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける。

(5) 監査役会は、社外取締役との情報連絡会を定期的に行い、情報の共有化を図る。

### 4. 内部統制委員会

(1) 当社は、内部統制委員会において、内部統制に係る方針のレビュー、内部通報制度による通報の審議、内部統制状況の定期的モニタリングを行い、内部統制全般に係るマネジメントシステムの継続的改善を図る。

(2) 内部統制委員会において承認された年度監査計画に基づき、期中取引を含む日常業務全般について、会計・業務・事業リスク・コンプライアンス等の内部監査を定期的に行う。更に監査役、会計監査人との連携により会計及び業務執行に係る監査機能を強化する。是正対応等については、十分審議の上内部統制委員会に報告し、その実効性を確保する。

## 5. 取締役及び社外取締役

(1) 取締役は、各自の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、役員規程及び役員行動規範の遵守を徹底して、法令及び定款違反行為を未然に防止する。また、取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告するとともに審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。これらの業務にあたるため、取締役に対しては、業務上必要な知識習得のための教育の機会を与える。

(2) 社外取締役は、迅速な意思決定や取締役会の活性化、コンプライアンス体制の強化、透明性の確保など外部からの監視機能としての役割を担う。

## 6. 監査役及び社外監査役

(1) 監査役は、取締役会、内部統制委員会、品質管理委員会、環境管理委員会その他関連する会議へ出席するほか、必要に応じ役職員からの報告を通じ各体制の整備状況を確認する。また、財務報告体制、会計処理、計算書類などについて定期的に会計監査人、内部監査部門と情報及び意見の交換を行う。これらの業務にあたるため、監査役に対しては、業務上必要な知識習得のための教育の機会を与える。

(2) 社外監査役は、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う。社外監査役は社内監査役と意思疎通を十分に図ることで、経営監視の実効性を高める。

## 7. 会計監査人

(1) 監査役会は、会計監査人の選任基準を策定し、監査体制・品質管理体制等につき基準を遵守しているか説明を求めるとともに、職業的専門家としての独立性確保について確認する。

(2) 監査役会並びに内部監査部門は、会計監査人との意見交換・情報共有する機会を適時設け、より良い業務改善策等について協議する。

(3) 当社取締役会・監査役会は、会計監査人が関連部門と連携し、スケジュールを定め定期的な監査を実施するための十分な時間を確保する。

(4) 会計監査人が代表取締役と定期的な面談をするための十分な時間を確保する。

## 8. 株主の権利

(1) 当社は、全ての株主が株主総会における議決権を適切に行使できるよう以下の如く定める。  
・株主総会に出席する株主だけでなく全ての株主に迅速な情報提供に努めるべく決算説明会を開催する。  
・全ての株主に対し、HP上にて経営の重要情報を迅速かつ適時適切に開示する。

(2) 当社は、持続可能な事業の業績をベースとして、安定的な配当の維持を第一義とする。同時に、十分な株主資本の水準を保持し株主共同利益の保護に努める。

(3) 当社は、当社役員による当社グループや株主全体の利益に反する取引の防止に努める。

(4) 当社は、株主が総会議案の十分な検討をできるよう、株主総会招集通知の内容の充実、および適切な日程の設定に努める。

## 9. 株主との対話

(1) 当社では、IR 活動の主管担当部署を総務部経理課とする。株主から個別の要請があった場合は、総務担当取締役が対応する。

(2) 株主や投資家に対して、半期ごとに決算説明会を開催し、当社HP上で資料を開示して公平な情報公開に努める。

## 10. ステークホルダーとの関係

(1) 当社は、会社の持続的成長を高めるため、株主や従業員、取引先等ステークホルダーの利益と調整を図りつつ事業活動を展開する。

(2) 当社は、様々なステークホルダーの理解を得るため、活動の基礎となる経営理念を策定し中長期的な企業価値向上を図る。

(3) 当社は、会社の持続的な成長を確保するため、多様な価値観を理解し、多様な人材(経験・技能・属性)の確保に努める。

(4) 当社は、子会社も含めた内部通報に係る適切な体制整備を行い、情報通報者が不利に扱われないよう努める。

(5) 当社は、環境問題を始めとするサステナビリティに適切に対応するため、環境マネジメントプログラムを策定・実行する。

## 11. 買収防衛策

当社は買収防衛策を導入している。具体的な内容はコーポレートガバナンス報告書「買収防衛策導入の有無」の項目に開示する。

## 12. 附則

本ガイドラインは取締役会の承認により制定、改訂が実行される。